

投票に行こう

衆議院選挙の投票の仕方

1 回目 選挙区選挙

2 回目 比例代表選挙

候補者名
を書く



政党名
を書く



期日前投票

10月22日投票に行けない人は、公示の前日時点で、今お住まいのところに3カ月以上住民票があれば、お住まいの市町村で投票ができます。

期 間

公示翌日から選挙期日の前日まで
午前8時30分～午後8時

場 所

市町村役場や出張所でできます。

持ち物

投票所入場整理券

不在者投票も活用しよう

※市区町村選管に
問合せ下さい。